

初回間伐における立木システム販売の試み ～経費削減と森林整備～

関東森林管理局 磐城森林管理署合戸森林事務所 一般職員 福岡 恵子
(元 茨城森林管理署)
(株) トーセン 山林経営部 経営課長 小高 哲夫

1 課題を取り上げた背景

国有林の人工林施業における初回間伐は、森林保全整備事業で木材を林内から搬出しない伐り捨て間伐等で行われています。これは国の費用負担によるもので、昨今の予算事情の下では十分な森林整備が難しい状況となっています。一方、木材(チップ)を燃料とするバイオマス発電は、当署の近県を含め複数の施設があり、燃料として木材を膨大に必要とすることから、特に林地残材の活用に期待が高まっています。

初回間伐の対象立木を協定に基づき販売する「立木のシステム販売」は、国は費用負担なしで森林を整備でき、事業者は低質材を確保できる利点があるとされています。

平成26年度から当署と塩那森林管理署でそれぞれ取り組んでいることから、本事業について考察しました。

2 具体的な取組

初回間伐対象林分について、公募の結果、平成26年度に株式会社トーセン(栃木県矢板市)と両署が立木システム販売の契約を締結しました。茨城署は定性間伐(林齢21～25年、1,632㎡、約21ha)、塩那署は列状間伐(林齢18～22年、2,234㎡、約26ha)とする内容です。その後、事業進捗など現地の確認や数回の打合せを行い、この中で浮上してきた問題点の把握や対応に取り組みました。

なお、平成29年10月時点では両署とも事業が未完了のため、事業費ベース等での比較はできませんでした。

3 取組の結果

(1) メリット

- ①国の費用負担を削減できました。
- ②国が立木売却代金を得ました。
- ③業者は安価に立木を購入できました。

(2) デメリット

- ①協定に基づく業者による間伐木の選木と標示が、特に定性間伐で業者の大きな負担となりました。

- ②業者からの企画提案に基づく定性間伐の残存木保護の工夫は、出材量に比して高コストとなりました。

- ③尾根部では生長不良の小径木が多く、搬出面で大きな負担となります。



写真：残存木保護対策

4 まとめ

- (1) 国の費用負担によらない森林整備が実施できました。
- (2) 業者による定性間伐の選木や標示は、より簡易な手法の検討が必要です。
- (3) 初回の列状間伐には賛否があるため、実施にあたっては施業履歴などを参考に、林地に適した作業種を選択する技術的視点が求められます。
- (4) 尾根沿いの小径木など搬出コストに見合わない立木は、伐り捨て間伐でも可能とするような弾力的な協定内容の見直しが必要です。
- (5) 普及を目指すのであれば、業者が参入し易い協定内容とするなど、今回の取組で判明した点を活かした立木システム販売の構築が必要だと思います。